

「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に関するワーキンググループの進め方

○経 緯

平成 22 年に国語分科会において「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」(以下、「標準的なカリキュラム案」という。)が取りまとめられた。そして、平成 25 年に日本語教育小委員会に設置された「論点整理に関するワーキンググループ」が取りまとめた「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について(報告)」において、具体的な施策の方向性や日本語教育の推進方策を議論していく際の検討材料として論点が 11 に整理された。この論点 4 として「カリキュラム案等の活用について」が示されている。

○現状と課題

- ・ 国内の「生活者としての外国人」に対する日本語教育においては、国語分科会で策定された「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」が活用されているが、日本語の熟達度を示すレベルや言語活動別の詳細な能力記述は示されていない。
- ・ 「標準的なカリキュラム案」に示された「生活者としての外国人」が日常生活を営む上で必要とされる「生活上の行為の事例」について、社会状況の変化に鑑み、見直しを含めた検討が必要である。

○目 的

- ・ 「日本語教育の参照枠」を踏まえ、「生活者としての外国人」が日常生活を営む上で必要とされる生活上の行為を日本語で行い、言語・文化の相互尊重を前提としながら、自立した言語使用者として生活できるようにするため、「標準的なカリキュラム案」の改定を行う。

○方 法

- ・ 日本語教育小委員会での審議と並行して、小委員会の下にワーキンググループを設置し、審議のための検討及び資料作成を行う。
- ・ 審議における参考として調査研究を実施し、その結果を踏まえた検討を行う。

○検討事項

- (1) 「標準的なカリキュラム案」におけるレベルについて
- (2) 「標準的なカリキュラム案」で扱う生活上の行為の事例について
- (3) 「標準的なカリキュラム案」で扱う生活上の行為の事例に対応する言語活動別の学習項目の要素について
- (4) 「標準的なカリキュラム案 Can-do」の作成について